

全ての水俣病被害者の救済・県外居住水俣病被害者の救済に向けて  
「ノーモア・ミナマタ近畿第2次訴訟」の提訴

ノーモア・ミナマタ近畿第2次訴訟弁護団  
団長 徳 井 義 幸

- 1 1956 (S31) 年に公式確認されてから既に 60 年近くが経過している水俣病については、1996 (H8) 年に患者一人当たり 260 万円という一時金の支払い等を内容とするいわゆる「政治解決」がなされ、原告以外にも一万人以上の被害者が一応の救済を受けた。

しかしこの「政治解決」では国や熊本県の法的責任が曖昧であったことから、行政の法的責任を明白にすべく政治解決に応じず、その後もあくまで司法での判断を求めた水俣病関西訴訟について、2001 (H13) 年 4 月に大阪高裁は、水俣病の発生・拡大について国と熊本県の法的責任を認める画期的判決を下すに至った。またこの判決は、複数の症状の組み合わせを水俣病認定の条件とする行政の認定基準を誤りとし、感覚障害だけで水俣病と認める判決を下した。そして同年 10 月には最高裁もこの大阪高裁判決を支持する判決を下した。

これによって、水俣病の発生と拡大についての行政の法的責任が確定し、行政の認定基準の誤りも明白になった。水俣病患者はこれで行政の認定基準が緩やかで妥当なものに改められるものと期待し、大量の認定申請が行われるに至ったが、国はあくまで認定基準の見直しを固く拒んだうえ、多くの未救済被害者を引き続き放置し続けたのである。

- 2 そこで、未救済の水俣病被害者は、2005 (H17) 年 10 月に、第1陣 50 名が原告となり、水俣病の最終解決・全ての被害者の救済を求めて、国、熊本県とチッソを相手取り、熊本地裁に損害賠償請求訴訟を提訴した。これが「ノーモア・ミナマタ訴訟」である。

そして、近畿においても、第1陣 12 名が原告となり、2009 (H21) 年 2 月に大阪地裁に「ノーモア・ミナマタ近畿訴訟」を提訴した。現地での水俣病の発生と拡大による漁業の崩壊や高度経済成長に伴う集団就職等の事情から、多くの被害者が県外に居住しており、このような県外居住者の救済なくして水俣病問題の解決はないのである。

さらに、東京や新潟（被告企業は昭和電工）においても同様の訴訟が提起され、「ノーモア・ミナマタ訴訟」は、追加提訴者を含めて、原告数が全国で 3000 名を超える大型集団訴訟となった。

そして、水俣病被害者の救済を求める支援の声に支えられ、原告や弁護団の奮闘の結果、「ノーモア・ミナマタ訴訟」は、2011 (H23) 年 3 月に全国 4 カ所の訴訟について和解が成立する運びとなった。

「ノーモア・ミナマタ近畿訴訟」も、2011 年 (H23) 3 月に和解が成立し、裁判上の解決をみた。解決内容も、国が水俣病についての責任を認め被害者に謝罪し

たうえで、被害者側の医師も参加する「第三者委員会」という公正・公平な判定の仕組みにより、原告 306 名のうち 282 名 (92.2 %) が救済対象者となり、従来の行政認定ではとうてい達成することのできなかつた高率の救済率を実現することができた。さらに、行政が水俣病の発生を否定してきた「指定地域外」の居住者や「昭和 44 年 12 月以降」出生の被害者についても一定割合の救済者を出すことができたことも大きな成果であった。

- 3 しかし、一方で水俣病に対する偏見や救済措置に関する情報の欠如等から、現地の熊本・鹿児島はもちろんのこと、近畿・関東等においても多くの水俣病被害者が未救済のまま取り残されており、それらの被害者を救済するために、2010 (H22) 年 5 月から申請受付が開始された水俣病特別措置法の行政救済に向けての取り組みが運動の大きな柱になった。

近畿においては、2011 (H23) 年 12 月以降、民医連の医療機関による水俣病検診が 2 か月に 1 回のペースで実施され、毎回、多数の患者が水俣病と診断され、特措法の申請手続を行った。このような取り組みの結果、これまで埋もれていた潜在患者がようやく手を挙げるようになり、全国で毎月 1000 人以上の患者が新たに特措法の申請をする状況になり、最終的には 6 万人を越える未救済患者が救済を求めて声をあげる状況となったのである。

- 4 ところが、政府・環境省は、患者団体のまだまだ未救済の患者がいるので特措法申請を締め切るべきではないとの声を無視し、2012 (H24) 年 7 月に水俣病特別措置法の救済申請を締め切り、新たな被害者切り捨てをはかり、水俣病問題は終わったとの世論作りに走るに至ったのである。

すなわち 2014 (H26) 年 8 月に発表された判定結果によれば、対象地域の不当な線引きや出生年代の制限等のため、1 万人近くの被害者が何らの救済も得られずに終わった。また、水俣病に対する差別偏見等の事情から特措法の申請ができなかつた患者も多数いた。

チッソ水俣工場から排出された有機水銀による海と魚介類の汚染は不知火海全体に及んでいるのに、行政が指定した地域以外に居住して魚介類を多食した被害者を切り捨てること、あるいはチッソの工場排水は昭和 43 年 5 月には停止したことから翌年の昭和 44 年末以降には不知火海の魚介類は水銀で汚染されていないとする不合理は余りにも歴然としており、新たな被害者切り捨て以外の何物でもない。

- 5 水俣病不知火患者会は、これらの取り残された患者を救済し、水俣病の真の最終解決・全ての被害者救済を実現することを目的として、2013 (H25) 年 6 月に熊

本地裁にノーモア・ミナマタ第2次訴訟を提訴した。そして、近畿においても、2014 (H26) 年9月に、第1陣の19名が原告となって大阪地裁に「ノーモア・ミナマタ近畿第2次訴訟」を提起し、2015 (H27) 年2月6日に初回口頭弁論が予定され、本格的に審理が始まろうとしている。なお、関東の県外居住被害者も2014 (H26) 年8月に東京地裁に提訴済みである。



ノーモア・ミナマタ近畿第2次訴訟提訴行動

6 我々ノーモア・ミナマタ近畿第2次訴訟弁護団は、この「ノーモア・ミナマタ近畿第2次訴訟」をてこに、熊本の「ノーモア・ミナマタ第2次訴訟」、東京で起こされた「ノーモア・ミナマタ東京第2次訴訟」、さらに新潟でも2013 (H25) 年12月に起こされた「ノーモア・ミナマタ新潟第2次訴訟」など、全国の他の水俣病訴訟と連携して、世紀を越えても未だに解決できていないこの水俣病の真の最終解決・全ての被害者の救済を実現したいと考えている。

チッソの工場排水で不知火海と魚介類が汚染された1950年代 (S30年代) 当時の不知火海沿岸の居住者は20～30万人に及んでおり、これらの住民の多くが汚染された魚介類を多食していたことを考えると、未救済の被害者はまだまだ存在することが想定されるのであり、全ての被害者の救済は道半ばである。

水俣病の歴史は、国・県、チッソによる被害者切り捨てとこれに対する被害者の立ち上がりの繰り返しの歴史であった。

今度こそ県外居住者を含めて全ての水俣病被害者の救済の道筋を付けるべく原告団・弁護団は奮闘する決意である。

今後とも、皆様のご支援を心からお願いしたい。